

電気通信大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）

図書館委員会制定

平成 23 年 10 月 14 日

改正

平成 25 年 5 月 28 日

改正

平成 29 年 5 月 23 日

改正

平成 30 年 9 月 12 日

（目的）

第 1 条 この指針は、「電気通信大学オープンアクセス方針」の趣旨に則り、電気通信大学（以下「本学」という。）において運用する電気通信大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この指針において、「リポジトリ」とは、本学の教育・研究活動において作成された電子的形態の学術研究成果を収集し、恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

（管理）

第 3 条 リポジトリの管理は電気通信大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が行うものとする。

（登録者）

第 4 条 リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) 本学において、課程修了によらないで博士の学位を取得した者
- (3) その他附属図書館長が特に認めた者

（オープンアクセス方針に基づく登録）

第 5 条 本学は「電気通信大学オープンアクセス方針」に基づき、学術研究成果の登録を行うことができる。

（申請に基づく登録）

第 6 条 リポジトリに学術研究成果を登録することを希望する者は、リポジトリの登録シ

システムを通じ、自らが作成したもしくは作成に関わった学術研究成果を登録することができる。ただし、作成者（著作権が第三者に譲渡されている場合には、当該著作権者を含む。）の了解が得られた場合には、附属図書館は作成者に代わって当該学術研究成果を登録することができる。

（登録対象）

第7条 リポジトリに登録することができる学術研究成果は、別表1に掲げるもののうち、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 登録者が単独又は他と共同で作成した学術研究成果であること。
- (2) 本学における教育・研究活動に関連した、学術研究成果であること。
- (3) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上の問題が生じないものであること。
 - a. 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項
 - b. 情報セキュリティに関する事項
 - c. 守秘義務に関する事項
- (4) その他公開することについて問題が生じないものであること。

（学術研究成果の利用）

第8条 附属図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、書誌情報を付加してリポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) 前号の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料でその全文を公開する。
- (3) 永久保存及び管理のために、必要な複製・媒体変換を行う。

（著作権に係る利用許諾）

第9条

- (1) 学術研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し、第8条に掲げた利用を無償で許諾する。
- (2) 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は附属図書館に対し、第8条に掲げた利用を無償で許諾することについて、あらかじめ他の著作権者から利用許諾を得なければならない。

（著作権の帰属）

第10条 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

（利用条件）

第11条 附属図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果の利用について、以下のことを遵守する。

- (1) 第 8 条に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術研究成果を利用するものに対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術研究成果の削除)

第 12 条 リポジトリに登録された学術研究成果は、次のいずれかに該当する場合、削除するものとする。

- (1) 登録者が、自ら登録した学術研究成果を、リポジトリのシステムを通じ削除する場合
- (2) 登録者が、附属図書館に理由を付して削除の申出を行った場合
- (3) 図書館委員会において公開が適当でないと判断し、削除することを決定した場合
- (4) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(免責事項)

第 13 条 本学は、リポジトリに登録された学術研究成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(審議機関)

第 14 条 リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項については、図書館委員会において審議し決定するものとする。

附 則

この指針は、平成 23 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

本学における学術研究成果

種別	備考
学術雑誌論文	
研究報告書	ワーキングペーパー類、研究報告・調査報告(科学研究費補助金その他の外部資金による研究成果を含む)

博士論文	本学において学位が授与された博士論文
紀要	本学において発行する紀要
会議資料	予稿、発表資料、会議録
その他	本学が所蔵する貴重資料、沿革資料等を含む